

平成30年度 血圧計導入促進助成の実施について

県ト協では、過労死や健康起因事故につながる、脳・心臓疾患発症の要因となる高血圧の予防には血圧測定が重要であることから、血圧計の普及を図るため、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計の導入助成を実施いたします。

血圧計の導入を計画している会員事業者におかれましては、県ト協HP内（トラック協会助成事業）をご確認下さい。

平成30年度 血圧計導入促進助成事業 実施要領

一社団法人 愛媛県トラック協会

1. 助成事業の趣旨

過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定を推進し、高機能な血圧計の普及を図る。

2. 助成対象者

新たに助成対象となる機器を導入した、県ト協の会員事業者とする。

3. 助成対象機器

交付要綱第2条の基準に適合する全自動血圧計（業務用）とする。

4. 助成金額及び台数

中小企業者

取得価格の1/2（上限5万円）とする。（1事業所あたり1台まで）

上記以外

取得価格の1/2（上限5万円）とする。（1社あたり1台まで）（取得価格に消費税は含まない）

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

5. 申請受付期間

平成30年8月1日～平成31年2月末日迄とする。

※平成30年4月1日以降導入した機器に対し助成するものとする。

但し、上記期間内であっても、交付限度額に達した場合は、その時点で申請受付を終了とする。

6. 留意事項

(1) 助成対象機器について

メーカーからの申請を受け、全ト協が認めた機器を助成対象とする。

(2) 導入方法について

買取り（一括・割賦）にて会員事業者が、当該年度の実施期間内に事業所に新たに設置した血圧計（中古品を除く）について助成対象とする。

(3) 国の補助金との併用について

国等から補助金が交付された場合は、助成金は交付しない。

(4) 血圧計の導入確認について

血圧計を導入したことが確認できる領収書(写)又は割賦販売契約書(写)を提出。

(5) 実績報告書の提出について

別に定める実績報告書は、様式1「血圧計導入促進助成金実績報告書」（助成金交付請求書）とする。
中小企業者は、確認できる書類（事業報告書の直近の事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページ）及び領収書等、確認書類を提出する。